

四日市市地場産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 号

四日市市地場産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市地場産業振興センター条例施行規則（令和 3 年四日市市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の開館時間は、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第 5 条 申請者は、<u>使用許可申請書</u>（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、<u>地場産品展示販売場の開館時間は、午前 1 0 時から午後 7 時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 前 2 項の開館時間は、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第 5 条 申請者は、<u>四日市市公共施設使用許可申請書</u>（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p><u>(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)</u></p> <p><u>第 7 条</u> <u>申請者で四日市市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）を利用しようとするものは、シ</u></p>

システム利用者登録申請書（第2号様式）により市長に申請し、システム利用者登録済証（第3号様式。以下「登録済証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、市長に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 前3号のほか、市長が登録者として不相当と認めたとき。

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

（仮予約の申請）

第8条 市長は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2から4まで （略）

（仮予約の申請）

第7条 市長は、四日市市公共施設案内・予約システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。

2から4まで （略）

(許可書の交付)

第8条 市長は、第5条第1項の申請について適当と認めるときは、使用許可を決定し、使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用許可の変更又は取消し)

第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更しようとするときは変更申請書(第3号様式)に許可証を、施設の使用を取り消そうとするときは取消申請書(第4号様式)に許可証を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の7日前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更を許可したときは変更承認書(第5号様式)を、取消しを許可したときは取消承認書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

3 (略)

(附属設備の使用料)

第10条 (略)

(使用料の納付)

(許可書の交付)

第9条 市長は、第5条第1項の申請について適当と認めるときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設使用許可書(第4号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用許可の変更又は取消し)

第10条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)申請書(第5号様式)に許可書を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の7日前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市公共施設使用変更(取消)許可書(第6号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 (略)

(附属設備の使用料)

第11条 (略)

(使用料の納付)

第 1 1 条 (略)

2 使用者は、第 9 条第 2 項の規定によりセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足するときは、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。

3 (略)

(使用料の減免)

第 1 2 条 (略)

2 (略)

3 条例第 8 条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書 (第 7 号様式)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項による申請を受理し、減免を決定したときは、減免許可書 (第 8 号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第 1 3 条 (略)

2 使用者が第 9 条第 2 項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前 2 項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書 (第 9 号様式)に第 1 項第 1 号の場合にあっては許可書と使用料領収書を、同項第 2 号及び第 3 号の場合にあっては取消承認

第 1 2 条 (略)

2 使用者は、第 1 0 条第 2 項の規定によりセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足するときは、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。

3 (略)

(使用料の減免)

第 1 3 条 (略)

2 (略)

3 条例第 8 条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料減免申請書 (第 7 号様式)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項による申請を受理し、減免を決定したときは、四日市市公共施設使用料減免決定通知書 (第 8 号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第 1 4 条 (略)

2 使用者が第 1 0 条第 2 項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前 2 項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料還付請求書 (第 9 号様式)に第 1 項第 1 号の場合にあっては、許可書と使用料領収書、同項第 2 号及び第 3 号並び

<p><u>書と使用料領収書を、前項の場合にあつては変更承認書と使用料領収書を添えて市長に請求しなければならない。</u></p> <p>(使用者等の遵守事項)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(職務上の立入り)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(施設等の損傷の届出)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(使用後の届出及び点検)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	<p><u>に前項の場合にあつては、変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて市長に請求しなければならない。</u></p> <p>(使用者等の遵守事項)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(職務上の立入り)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(施設等の損傷の届出)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(使用後の届出及び点検)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>
---	---

改正後	
別表 (第10条関係)	
(略)	
備考 (略)	

改正前	
別表 (第11条関係)	
(略)	
備考 (略)	

第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

使用許可申請書

受付番号
申込日

四日市市長

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
代表者名
代表者住所
代表者電話番号
連絡先名
連絡先住所
連絡先電話番号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎使用一覧

	利用日	室場(備品)	使用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

使用許可書

受付番号
 申込日
 承認日

四日市市長（公印省略）

◎申請者情報

利用者番号
 利用者名
 住所
 電話番号

◎使用情報

利用施設
 利用目的
 利用人数

◎使用一覧

	利用日	室場(備品)	使用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

変 更 申 請 書

受付番号
申 込 日

四 日 市 市 長

◎申請者情報

利 用 者 番 号
利 用 者 名

◎使用情報

利 用 施 設
利 用 目 的
利 用 人 数

◎使用一覧

	利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	請求額
	1				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

取 消 申 請 書

受付番号
申込日

四日市市長

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎取消一覧

No.	利用日	室場(備品)	取消料	収納済額	請求額
	利用時間				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

変 更 承 認 書

受付番号
申 込 日
承 認 日

四日市市長（公印省略）

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎使用一覧

	利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	請求額
	1				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

取 消 承 認 書

受付番号
申 込 日
承 認 日

四日市市長（公印省略）

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎使用一覧

No.	利用日	室場(備品)	取消料	収納済額	請求額
	利用時間				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

減 免 申 請 書

受付番号
申 込 日

四 日 市 市 長

◎申請者情報

利 用 者 番 号
利 用 者 名

◎使用情報

利 用 施 設
利 用 目 的
利 用 人 数

◎減免情報

減 免 理 由

◎使用一覽

	利用日	室場(備品)	使用料	延長	請求額
	利用時間		減免	割増	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

減 免 許 可 書

受付番号
申 込 日
承 認 日

四日市市長（公印省略）

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住 所
電 話 番 号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎減免情報

減免理由

◎使用一覧

	利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	請求額
	1				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			請求合計額		
			収納済額		
			支払方法		

還 付 申 請 書

受付番号
申込日

四日市市長

◎申請者情報

利用者番号
利用者名
住所
電話番号

◎使用情報

利用施設
利用目的
利用人数

◎還付情報

還付原因

◎使用一覧

	利用日 利用時間	室場(備品)	収納済額	還付額
	1			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		計		
備考			還付合計額	
			支払方法	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)